

ARES ESG アワード ロゴマーク使用規程

第1条（目的）

一般社団法人不動産証券化協会（以下「当協会」といいます。）は、本規程で「ARES ESG アワード」（以下「本アワード」といいます。）に関連しロゴマークを使用する場合について必要な事項を定めるものとします。

第2条（本ロゴマークに関する権限）

1. 本規程におけるロゴマーク（総称して「本ロゴマーク」といいます。）とは、次の各号に定めるものとします。

(1) 下記ロゴマーク 1（以下「本ロゴマーク 1」といいます。）



(2) 本ロゴマーク 1 に年度（下記「ア」部分）を記載した下記ロゴマーク 2（以下「本ロゴマーク 2」といいます。）



(3) 下記「イ」から「キ」部分に年度を記載した下記ロゴマーク 3（以下「本ロゴマーク 3」といいます。）





2. 本ロゴマークに関する一切の権限は、当協会に帰属するものとします。

第3条（使用目的）

本ロゴマークの使用目的は、本アワード受賞に関する広報・宣伝等に限ります。

第4条（使用できる者）

1. 本ロゴマークを使用できる者は、本アワードで各賞を受賞した法人及び団体（以下「本法人等」といいます。）、並びに、本法人等に関する活動体（直接的に受賞活動に関わる法人、団体及び個人等。以下「本活動体」といいます。）をいいます。
2. 本ロゴマークを本法人等とは組織・団体を別とする活動体を使用する場合には、本法人等が、活動体の本ロゴマーク使用に関する一切の責任を負うものとします。
3. 当協会は、本アワードの広報・宣伝のために、広報・宣伝にあたって必要であると認めた者（法人、団体及び個人を含む）に対し、本規程に定める事項にかかわらず、本ロゴマークの使用を認める場合があります。

第5条（使用上の手続）

1. 本ロゴマークを使用する者（以下「使用者」といいます。）は、本ロゴマークの使用を希望する場合には、使用前に必ず、当協会が定める書式により、本ロゴマークの使用を届け出るものとします。ただし、本ロゴマークを、本法人等でなく本活動体を使用する場合には、本法人等が使用を届け出るものとします。なお、受賞者が投資法人である場合には、その運用会社が届け出るものとします。
2. 本ロゴマークは、本規程に定める方法により使用する場合には、使用期間の制限なく使用できるものとします。

第6条（使用上の注意事項）

使用者は、次の各号を遵守するものとします。

- (1) 本ロゴマーク1を単独で使用しないこと（本ロゴマーク1を使用する場合には、本ロゴマーク2又は本ロゴマーク3を併せて使用すること）。
- (2) 本ロゴマークの使用にあたっては、受賞者、受賞事例及び受賞賞名について誤解を与えないよう、必要に応じて、受賞法人名、受賞事例の内容、受賞賞名等を表示すること。
- (3) 本ロゴマークの色及びデザインの変更を行わないこと（拡大・縮小は可）。ただし、掲載する媒体の制限により白黒表示となる場合はこの限りでない。
- (4) 判別困難な色や複雑な絵柄上に本ロゴマークを表示しないこと。
- (5) 当協会及び本アワードの名誉・信用を害しないこと。
- (6) 法令を遵守し本ロゴマークを使用すること。
- (7) 本規程に定める事項を遵守すること。
- (8) 本アワードの受賞対象となった取組みを行わなくなった場合（受賞対象となった取組みと同一ではないものの、現在の取組みが、受賞対象となった取組みを基本としている場合等、受賞対象となった取組みと同一又は受賞対象となった取組が一部となっていると評価できる場合は除く）には、速やかに本ロゴマークの使用を中止すること。ただし、過去の取組みであったこと及び過去の取組みによる受賞であったことを、見た者が明確に認識し得る形で表示する場合はこの限りでない。
- (9) 自己の判断と責任において本ロゴマークを使用するものとし、当協会に不利益や負担が生じないよう使用すること。

第7条（使用の中止）

当協会が次の各号に該当すると判断し、当協会から本ロゴマークの使用を中止するよう求められた使用者は、速やかに本ロゴマークの使用を中止しなければなりません。

- (1) 本規程に定める事項に違反した場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合。
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合。
- (4) 当協会又は本アワードの名誉・信用を害する又は害するおそれがある場合。
- (5) その他当協会が不相当と認めた場合。

第8条（譲渡の禁止）

使用者は、本ロゴマークの使用権を第三者に譲渡することはできません。

以上

制定日：2024年1月19日